

別紙



国自整第100号の3

平成16年10月18日

社団法人日本自動車整備振興会連合会

会長 豊崎 寛 殿

国土交通省自動車交通局

技術安全部整備課長 内藤 政彦



### 自動車検査用機械器具の校正等の適切な運用について

標記について、今般別紙のとおり、各地方運輸局自動車技術安全部長あて通達したので、  
その趣旨及び内容を了知されるとともに、貴傘下会員に対し周知願います。

国自整第100号  
平成16年10月18日

各地方運輸局自動車技術安全部長  
沖縄総合事務局運輸部長

国土交通省自動車交通局  
技術安全部整備課長

### 自動車検査用機械器具の校正等の適切な運用について

自動車検査用機械器具の校正については、従来より指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）第12条の規定により実施されているところであるが、本年5月に同規則の一部が改正され、今後、登録校正実施機関により行われることとなったことに伴い、校正について今後は下記により一層適切な運用に努めるよう取り計らわれたい。

#### 記

##### 1. 自動車検査用機械器具の新設時又は移設時の校正について

自動車検査用機械器具が新設（入替えを含む。）又は移設された場合には機械器具メーカー等による基準適合性の確認が行われていること等から、整備事業者が指定自動車整備事業規則に基づく校正を実施する必要はないため、新設時及び移設時の校正を整備事業者に求めないようにすること。

なお、新設時及び移設時の校正は必要ないものの、自動車検査用機械器具が適切な状態で使用されることは適切な自動車検査業務を行うための必須要件であることから、別添のとおり、社団法人日本自動車機械工具協会に対し、新設時及び移設時の基準適合性の確認について、より一層確実に実施するよう努める旨の文書を発出したところである。

##### 2. 事業場に設置された左右踏板分離型サイドスリップテスタが軽自動車の検査をすることができるかどうかの確認方法について

軽自動車を対象とした指定自動車整備事業の指定申請を行うとき等には、当該事業場に設置された自動車検査用機械器具が軽自動車の検査をすることができる旨の証明がされた基準適合性試験成績書、校正結果証明書等を提出するよう整備事業者に対し指導していると聞いているが、左右踏板分離型サイドスリップテスタ（左右の踏板が連結されていないサイドスリップテスタで踏板間隔を任意に設置できるものをいう。）については、設置後の左右の踏板間隔（踏板の内側間の距離をいう。）を測定することにより、当該機械器具が軽自動車の検査をすることができる 것을確認できるため、整備事業者の負担を軽減する観点から、今後、以下の確認方法により、整備事業者に校正結果証明書を提出させるこ

となく、当該確認をするよう取り計らわねたい。

なお、左右踏板分離型サイドスリップテスターの新設（入替えを含む。）及び移設時には、テスターの図面、踏板間隔がわかる写真等を事業者に提出させて確認することで差し支えない。

（確認方法）

- ① 指定申請書に添付してある書面に左右踏板分離型サイドスリップテスターの踏板間隔を記載させる。
- ② 指定申請に係る工場への立入確認をする際、当該サイドスリップテスターの踏板間隔を測定する。

上記により記載及び測定された踏板間隔が、別紙における各機械器具メーカーの型式において各メーカーが定めた距離以下であることを確認することにより行うものとする。

別紙

## 軽自動車の測定が可能な左右分離型サイドスリップテスター一覧表

平成 16 年 9 月現在

型式	旧型式認定・JATA 証明		製作者又は販売者	軽自動車の測定が可能な左右の踏板間隔
	番号	年月日		
ST-1200	247	S43.4.2	安全自動車	925mm 以下
WG-150B-2	333	S46.11.22	バンザイ	998 mm 以下
ST-1200A	INSA-4	S58.5.20	安全自動車	950 mm 以下
IM-2254	INSA-11	H2.9.12	アルティア	910 mm 以下
WGT-1000	INSA-12	H3.4.30	バンザイ	948 mm 以下
IM-2202	INSA-13	H7.1.27	アルティア	925 mm 以下
SST-1080W	JATA-A-1	H8.8.20	イヤサカ	875 mm 以下

国自整第100号の2  
平成16年10月18日

社団法人日本自動車機械工具協会  
会長 永瀬 道衛 殿

国土交通省自動車交通局  
技術安全部整備課長 内藤 政彦

#### 自動車検査用機械器具の校正等の適切な運用について

自動車検査用機械器具が新設（入替えを含む。）又は移設された場合には、整備事業者による指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）に基づく校正は必要ないことを、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長あて通達したところであるが、同規則に基づく校正を行うか否かにかかわらず、自動車検査用機械器具が適切な状態で使用されることは、適切な自動車検査業務を行うための必須要件である。

このため、今後とも、自動車検査用機械器具が新設又は移設された場合には、当該機械器具が「自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成7年運輸省告示第375号）」に適合することの確認について、より一層確実な実施に努めるよう、貴傘下会員に対し周知徹底願いたい。